



ロシア

生物多様性条約	1992/6/13 署名 1995/4/5 批准 1995/7/4 締約国
名古屋議定書	非締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Department of International Cooperation, Ministry of Natural Resources and Environment
4/6 B. Gruzinskaya str., Moscow 123995, Russian Federation
Tel: +7 499 254 86 01
Fax: +7 499 254 82 83
E-Mail: nataliat@mnr.gov.ru, vmilenin@mnr.gov.ru
Web サイト: www.mnr.gov.ru
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/RU/NFP> 参照)
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359361/?iso3=RUS> 参照)
掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/RU/NFP> 参照)
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359361/?iso3=RUS> 参照)
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ “Strategy and Executive Plan for the Conservation of Biodiversity within the Russian Federation(2014)³⁾”によると、2020 年までに名古屋議定書を締結し、国内制度を作成することとなっている。

³⁾ <https://www.cbd.int/doc/world/ru/ru-nbsap-v2-en.pdf>

- ・ 名古屋議定書及び ITPGR の締結に向け、外務省が中心となって国内法の整備等を進めており、関係機関を集めた **Technical Working Group** を組織しているとのこと。N.I. バビロフ全ロシア植物遺伝資源研究所（以下バビロフ研、VIR）を管轄する科学高等教育省（Ministry of Science and Higher Education）もそのメンバーであり、バビロフ研の Zavarzin 副所長も **Technical Working Group** に参加している。（2019 年 3 月、バビロフ研から聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ バビロフ研は世界でも有数のジーンバンクであり、CIS 諸国の遺伝資源へのアクセスに関しても影響力を有しているようであり、実際に、キルギスやタジキスタンでの共同探索の実例もある。
- ・ バビロフ研は日本の研究機関や民間企業との共同研究（共同探索を含む）にも興味を持っている。（2019 年 3 月、バビロフ研から聞き取り）

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：N.I.バビロフ全ロシア植物遺伝資源研究所（バビロフ研、VIR）
- ② 合意年月日：2016 年 2 月 16 日
- ③ 目的：PGR の共同探索に関する公的基盤を構築し、日露両国の農場及び生息域内保全の PGR へのアクセスを促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ バビロフ研と日本側機関（大学、研究機関、種苗会社等）は、作業計画を作成し、個別契約を締結した上で、共同探索を実施。日本側機関は、ロシアにおける共同探索に必要な経費を可能な限り提供。共同探索による収集素材は、両者で等しく配分。収集素材の特性評価結果は、両者の共有財産。
 - ・ 収集素材を利用して得られた成果物を商業化する場合は、売り上げの 0.77%を相手側に支払う。ただし、さらなる研究・育種のために他者が制限なく利用できる場合は、支払い義務はなし。
 - ・ 有効期間は、2021 年 2 月 15 日まで（延長可）。